



長野県報

1月28日(木)
令和3年
(2021年)
第174号

目 次

告 示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課）	2
自然公園法に基づく国定公園事業の変更及び図書の縦覧（自然保護課）	2

公 告

建設業法に基づく処分（建設政策課）	2
建設業の許可の取消し（建設政策課）	3
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課）	4
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活安全企画課）	4

長野県告示第45号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和3年1月28日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 通所介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
AIC株式会社	アイケア通所介護事業所	松本市岡田町102番地2	令和3年1月16日
(登録特定行為事業者 サービス付き高齢者向け住宅)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
AIC株式会社	サービス付き高齢者向け住宅アイケア	松本市岡田町102番地2	令和3年1月16日

介護支援課

長野県告示第46号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により決定した妙義荒船佐久高原国定公園に関する公園事業を次のとおり変更しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課、佐久地域振興局及び佐久市役所において縦覧に供します。

令和3年1月28日

長野県知事 阿部 守一

1 変更した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位 置
内山牧場野営場	[区域] 佐久市内山字初谷

2 変更した事項

事業の規模（拡大）

自然保護課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

令和3年1月28日

長野県知事 阿部 守一

1 処分をした年月日

令和3年1月28日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号

有限会社土屋工業

南佐久郡川上村大字御所平1101番地

土屋 昭男

長野県知事（般-30）第20487号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 期間

令和3年2月15日から令和3年2月21日までの7日間

4 処分の原因となった事実

有限会社土屋工業は、建設業法第3条第1項の規定による建築工事業の許可を受けていないにもかかわらず、同項に違反して、同項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない建築一式工事を請け負った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

建設政策課